

# 平成22年度発注者支援業務等に関する説明会

第1部 10:30~11:30

第2部 13:30~14:30

[日時] 平成21年12月22日(火)

[場所] さいたま新都心合同庁舎2号館  
5階 共用大研修室5A



関東地方整備局

## **<資料構成>**

- 1. 平成22年度発注者支援業務等の概要**
- 2. 平成22年度発注者支援業務等の契約方式等について**
- 3. 発注者支援業務等（業務別タイプ一覧表）**
- 4. 平成22年度発注者支援業務等の発注の変更ポイント（まとめ）**

この資料は、関東地方整備局ホームページ  
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/>)に掲載します。  
場合によっては、内容の変更があります。

**関東地方整備局 H21.12.22**

# 1. 平成22年度発注者支援業務等の概要

	業 務 名	主な業務内容
発注者支援	積算技術業務	工事の積算に必要な現地調査、発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力等を行う業務
	技術審査業務	競争参加者から提出された技術資料等の分析・整理、ヒアリング記録作成等を行う業務
	工事監督支援業務 ※	材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立会、工事の指示書・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
公物管理補助	河川巡視支援業務	河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集等を行う業務
	ダム管理支援業務	洪水調整機能を有するダムのダム管理支援、ダムの洪水調整操作に関する運用支援等を行う業務(排水機場等もあり)
	道路許認可審査・適正化指導業務	道路の不正使用、不法占用の指導取締、各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立会等を行う業務
行政事務補助	調査計画資料作成業務	施工計画立案について資料の取りまとめ、積算に必要な所定の図面、数量その他の資料作成、各種設計に用いる検討資料の作成、施工管理に関する資料の取りまとめ等を行う業務

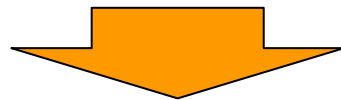
※平成21年度の工事管理業務、品質検査業務は統合して工事監督支援業務とする。

## 2. 平成22年度発注者支援業務等の契約方式等について

### 全業務を「一般競争入札(総合評価落札方式)」へ

○平成21年度は、プロポーザル契約方式又は総合評価落札方式(一般競争)  
平成20年度のアンケート結果を踏まえ契約方式、応募要件等について、下記の改善を行った。

- ・応募要件の緩和(実績要件の緩和など)
- ・契約条件の見直し(発注ロットの縮小)
- ・準備期間の確保
- ・情報提供の充実
- ・総合評価落札方式の試行の拡大



○平成22年度は、全業務を **総合評価落札方式(一般競争)**

平成22年度は、平成21年度に拡大した上記の応募要件等を前提に更なる民間企業の積極的な参加による競争性の向上を目的として契約方式を全て一般競争へ移行。

## 2-1. 平成22年度発注者支援業務等の契約方式等について (1/4)

### 1. 応募要件等

#### (1) 企業及び管理技術者に求める実績要件

民間企業による新規参入を促進するため、企業及び管理技術者に求める実績要件については21年度から一段の緩和を行っている。

平成22年度も、平成21年度と同様の要件とする。

(参考:別紙-1-1、1-2)

#### (2) 管理技術者に求める資格要件

平成20年度業務より、技術士などの一般的に認知されている資格で参加可能にし、21年度には更なる緩和が可能な技術審査業務については、一段の緩和を行った。

(参考:別紙-2)

平成22年度も、一部の見直し(土木学会特別上級、(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者の追加等)を除き同等の資格要件とする。

#### (3) 中立性要件

発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するための中立性要件を「当該事務所発注工事に参加している者でないこととする。」など、必要最小限とする。

#### (4) 管理技術者の直接雇用関係

平成20年度業務は、企業と管理技術者に参加表明書の提出時点で3ヶ月以上の直接雇用関係を求めていたが、平成21年度からは契約の締結までに技術者を雇用して新規参入をすることも可能となるよう、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に緩和を行った。

平成22年度も、平成21年度と同様とする。

(参考:別紙-2)

## 2-2. 平成22年度発注者支援業務等の契約方式等について (2/4)

### 2. 契約条件の見直し

#### 発注ロットの縮小 (平成21年度と同程度のロットとする。)

業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、発注ロットの縮小化

##### ○発注ロットの単位(基本)

- ・事務所単位 : 技術審査
- ・事務所又は課単位: 積算技術
- ・出張所単位 : 工事監督支援、河川巡視支援、ダム管理支援、道路許認可・適正化

〔出張所単位を基本とするが、1出張所に必要な技術者数が1~2名の場合は、基本として1業務当たり3~5名程度を目安とし、複数出張所をまとめたロットとすることも可。〕

### 3. 準備期間の確保

技術者の配置や活動拠点の準備等の期間を確保するため、3月上旬に契約の相手方を特定できるよう入札契約手続の前倒しを行う。

- ・平成20年度 : 3月中旬
- ・平成21年度より: 3月上旬

## 4. 情報提供の充実

発注関連情報、応募要件等について情報提供の拡充を図る。

○契約方式や応募要件の見直し内容等の情報提供を行うため、民間事業者向け説明会を実施する。

12月22日:発注者支援業務、公物管理補助業務等

○スケジュール

1月中旬	入札公告又は手続き開始の公示
3月上旬	落札者決定
4月1日	契約、履行開始

## 5. JV(設計共同体)による参入可能業務の拡大

技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、業務内容に応じて設計共同体による業務参加を試行導入する。

対象業務: 工事監督支援業務、積算技術業務、道路許認可審査・適正化指導業務

※ 発注者支援業務において、工事監督支援業務の内、異工種の組み合わせとなる業務等(例1~3)に適用する。

例1)・土木職種＋建築職種等(電気職種、機械職種)

例2)・品質検査＋工事管理

例3)・施工体制調査員を追加する場合

※ 発注者支援業務において、積算技術業務の内、異工種の組み合わせとなる業務等に適用する。

例)・土木職種＋建築職種等(電気職種、機械職種)

※ 公物管理業務の内、道路許認可化審査・適正化指導業務に適用する。

例)・占用申請の審査受付＋特車申請の審査等



# 参加表明書の提出者に対する要件

別紙-1-1

## 参加表明者に求める業務実績

### 【企業】

業務内容 求める業務実績	発注者支援業務			公物管理補助業務		
	積算業務	技術審査	工事 監督支援	河川 巡視	ダム 管理	道路許 認可
発注者支援業務	●	●	●	●	●	●
公物管理補助業務(河川)	●	●	●	●	●	●
公物管理補助業務(道路)	●	●	●	●	●	●
CM業務	●	●	●	●	●	●
PFI事業技術アドバイザー業務	●	●	●	●	●	●
調査検討・計画策定業務(河川)	●	●	●	●	●	●
調査検討・計画策定業務(道路)	●	●	●	●	●	●
管理施設調査・運用・点検業務(河川)	●	●	●	●	●	●
管理施設調査・運用・点検業務(道路)	●	●	●	●	●	●
土木設計業務(河川)	●	●	●	●	●	●
土木設計業務(道路)	●	●	●	●	●	●
測量業務	●	●	●	●	●	●
地質調査業務	●	●	●	●	●	●

# 配置予定管理技術者に対する要件

## 予定管理技術者に必要な同種・類似業務等の実績

【管理技術者】

【凡例：同種● 類似○】

求める業務実績	業務内容		発注者支援業務				公物管理補助業務				
			積算業務		技術審査		工事監督支援		河川	ダム	道路許
	(河川)	(道路)	(河川)	(道路)	(河川)	(道路)	巡視	管理	認可		
発注者支援業務	●○※	●○※	●○※	●○※	●○※	●○※	○	○	○		
公物管理補助業務(河川)	○		○		○		●○※	●○※			
公物管理補助業務(道路)		○		○		○			●○※		
CM業務	○	○	○	○	○	○					
PFI事業技術アドバイザー業務	○	○	○	○	○	○					
調査検討・計画策定業務(河川)							○	○			
調査検討・計画策定業務(道路)											
管理施設調査・運用・点検業務(河川)							○	○			
管理施設調査・運用・点検業務(道路)									○		
土木設計業務(河川)	○		○		○		○	○			
土木設計業務(道路)		○		○		○			○		
土木工事(監理技術者)	○	○	○	○	○	○	○	○			

※●印は「国、都道府県、政令市、特殊法人等」が発注した発注者支援業務、或いは、公物管理補助業務

○印は「地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業」が発注した発注者支援業務、或いは、公物管理補助業務

# 入札説明書等の記載例：積算技術業務

別紙-2-1

- 業務の概要 工事の積算に必要な現地調査、発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力等
- 契約方法の見直し  
企画競争、総合評価 → 総合評価
- 応募要件の見直し

平成21年度	平成22年度（案）
<p><b>【企業の業務実績】</b> 平成11年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。</p> <p>国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p><b>【中立・公平性】</b> 当該事務所発注工事に参加している者でないこと。</p>	<p><b>【企業の業務実績】</b> 平成12年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。</p> <p>国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p><b>【中立・公平性】</b> 当該事務所発注工事に参加している者でないこと。</p>
<p><b>【管理技術者】</b></p> <p>[資格] 技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工物品質確保技術者その他これに準ずると発注者が認める者、または公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。</p> <p>[実績] 平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。</p> <p>業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務</li> <li>● 類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務 ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（「河川」又は「道路」）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（「河川」又は「道路」）の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者 ※河川業務は「河川」、道路業務は「道路」とする。</li> </ul> <p>[恒常的雇用関係] 契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>	<p><b>【管理技術者】</b></p> <p>[資格] 技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会<b>特別上級</b>・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工物品質確保技術者、<b>（社）全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）及び公共工物品質確保技術者（Ⅱ）</b>、その他これに準ずると発注者が認める者、または公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者の<b>いずれかの資格等を有すること。</b></p> <p>[実績] 平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。</p> <p>業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務</li> <li>● 類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務 ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（「河川」又は「道路」）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（「河川」又は「道路」）の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者 ※河川業務は「河川」、道路業務は「道路」とする。</li> </ul> <p>[恒常的雇用関係] 契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>
<p>[参考] 応募可能な民間企業数 約2000社 ※関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係コンサルタント業務に係る一般又は指名競争参加資格の認定を受けている者</p>	

# 入札説明書等の記載例：技術審査業務

- 業務の概要 技術資料の分析・整理及びヒアリング記録作成
- 契約方法の見直し  
企画競争、総合評価 → 総合評価
- 応募要件の見直し

平成21年度	平成22年度（案）
<p><b>【企業の業務実績】</b> 平成11年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。 国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p><b>【中立・公平性】</b> 当該事務所発注工事に参加している者でないこと。</p>	<p><b>【企業の業務実績】</b> 平成12年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。 国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p><b>【中立・公平性】</b> 当該事務所発注工事に参加している者でないこと。</p>
<p><b>【管理技術者】</b> [資格]技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工物品質確保技術者その他これに準ずると発注者が認める者、または公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。 [実績]平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。 業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。 ●同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務 ●類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務 ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（「河川」又は「道路」）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（「河川」又は「道路」）の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者 ※河川業務は「河川」、道路業務は「道路」とする。</p> <p>[恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>	<p><b>【管理技術者】</b> [資格]技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会<b>特別上級</b>・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工物品質確保技術者、<b>（社）全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）及び公共工物品質確保技術者（Ⅱ）、</b>その他これに準ずると発注者が認める者、<del>または公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。</del> [実績]平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。 業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。 ●同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務 ●類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務 ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（「河川」又は「道路」）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（「河川」又は「道路」）の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者 ※河川業務は「河川」、道路業務は「道路」とする。</p> <p>[恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>
<p>[参考]応募可能な民間企業数 約2000社 ※関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係コンサルタント業務に係る一般又は指名競争参加資格の認定を受けている者</p>	

# 入札説明書等の記載例：工事監督支援業務

別紙-2-3

○ 業務の概要	材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立会、工事の指示書・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等
○ 契約方法の見直し 企画競争、総合評価 → 総合評価	
○ 応募要件の見直し	

平成21年度	平成22年度（案）
<p><b>【企業の業務実績】</b> 平成11年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。 国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検計・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p><b>【中立・公平性】</b> 当該事務所発注工事に参加している者でないこと。</p>	<p><b>【企業の業務実績】</b> 平成12年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。 国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検計・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p><b>【中立・公平性】</b></p>
<p><b>【管理技術者】</b> [資格]技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工物品質確保技術者その他これに準ずると発注者が認める者、または公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。 [実績]平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。 業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。 ●同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務 ●類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務 ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（「河川」又は「道路」）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（「河川」又は「道路」）の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者 ※河川業務は「河川」、道路業務は「道路」とする。 [恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>	<p><b>【管理技術者】</b> [資格]技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会<b>特別上級</b>・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工物品質確保技術者、<b>（社）全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）及び公共工物品質確保技術者（Ⅱ）、</b>その他これに準ずると発注者が認める者、または公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。 [実績]平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。 業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。 ●同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務 ●類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務 ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（「河川」又は「道路」）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（「河川」又は「道路」）の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者 ※河川業務は「河川」、道路業務は「道路」とする。 [恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>
<p>[参考]応募可能な民間企業数 約2000社 ※関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係コンサルタント業務に係る一般又は指名競争参加資格の認定を受けている者</p>	

# 入札説明書等の記載例：河川巡視支援業務

別紙-2-4

○ 業務の概要	河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集等を行う業務
○ 契約方法の見直し 企画競争、総合評価 → 総合評価	
○ 応募要件の見直し	

平成21年度	平成22年度（案）
<p>【企業の業務実績】</p> <p>【企業の業務実績】</p> <p>平成11年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。</p> <p>国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p>【中立・公平性】</p> <p>中立要件は付さない。</p>	<p>【企業の業務実績】</p> <p>【企業の業務実績】</p> <p>平成12年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。</p> <p>国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p>【中立・公平性】</p> <p>中立要件は付さない。</p>
<p>【管理技術者】</p> <p>[資格]技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者、または河川・道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。</p> <p>[実績]平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。</p> <p>業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理）</li> <li>●類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理）</li> </ul> <p>・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、調査検討・計画策定業務（河川）、管理施設調査・運用・点検業務（河川）、土木設計業務（河川）の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者</p> <p>[恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>	<p>【管理技術者】</p> <p>[資格]技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会<b>特別上級</b>・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者、または河川・道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。</p> <p>[実績]平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。</p> <p>業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理）</li> <li>●類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理）</li> </ul> <p>・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、調査検討・計画策定業務（河川）、管理施設調査・運用・点検業務（河川）、土木設計業務（河川）の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者</p> <p>[恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>
<p>[参考]応募可能な民間企業数 約2000社</p> <p>※関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係コンサルタント業務に係る一般又は指名競争参加資格の認定を受けている者</p>	

# 入札説明書等の記載例：ダム管理支援業務

別紙-2-5

○ 業務の概要	ダムの放流操作支援、巡視点検、管理資料整理
○ 契約方法の見直し 企画競争、総合評価 → 総合評価	
○ 応募要件の見直し	

平成21年度	平成22年度（案）
<p><b>【企業の業務実績】</b> <b>【企業の業務実績】</b> 平成11年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。 国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p><b>【中立・公平性】</b> 中立要件は付さない。</p>	<p><b>【企業の業務実績】</b> <b>【企業の業務実績】</b> 平成12年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。 国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p><b>【中立・公平性】</b> 中立要件は付さない。</p>
<p><b>【管理技術者】</b> [資格]技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者、または河川・道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。 [実績]平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。 業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。 ●同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理） ●類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理） ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、調査検討・計画策定業務（河川）、管理施設調査・運用・点検業務（河川）、土木設計業務（河川）の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者 [恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>	<p><b>【管理技術者】</b> 資格]技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会<b>特別上級</b>・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者、または河川・道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。 [実績]平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。 業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。 ●同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理） ●類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理） ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、調査検討・計画策定業務（河川）、管理施設調査・運用・点検業務（河川）、土木設計業務（河川）の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者 [恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>
<p><b>【参考】</b>応募可能な民間企業数 約2000社 ※関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係コンサルタント業務に係る一般又は指名競争参加資格の認定を受けている者</p>	

# 入札説明書等の記載例：道路許認可審査・適正化指導業務

別紙-2-6

○ 業務の概要	道路の不正使用/不法占用の指導取締り、各種占用申請の審査/指導、境界確認申請の審査/現地立会、特殊車両申請の審査・指導取締
○ 契約方法の見直し 企画競争、総合評価 → 総合評価	
○ 応募要件の見直し	

平成21年度	平成22年度（案）
<p><b>【企業の業務実績】</b> <b>【企業の業務実績】</b> 平成11年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。 国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p><b>【中立・公平性】</b> 中立要件は付さない。</p>	<p><b>【企業の業務実績】</b> <b>【企業の業務実績】</b> 平成12年度以降に完了（完了予定業務含む）した業務において実績を有すること。 国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、公物管理補助業務（河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務</p> <p><b>【中立・公平性】</b> 中立要件は付さない。</p>
<p><b>【管理技術者】</b> [資格]技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者、または道路・河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。 [実績]平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。 ●同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務（道路巡回、道路許認可審査・適正化指導） ●類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（道路巡回、道路許認可審査・適正化指導） ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、管理施設調査・運用・点検業務（道路）、土木設計業務（道路） [恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>	<p><b>【管理技術者】</b> [資格]技術士（総合技術監理、建設部門）、土木学会<b>特別上級・上級</b>・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者、または道路・河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。 [実績]平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（完了予定業務含む）の実績を有すること。業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。 ●同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務（道路巡回、道路許認可審査・適正化指導） ●類似：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（道路巡回、道路許認可審査・適正化指導） ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（積算技術、技術審査、品質検査、工事管理）、管理施設調査・運用・点検業務（道路）、土木設計業務（道路） [恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。</p>
<p>[参考]応募可能な民間企業数 約2000社 ※関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係コンサルタント業務に係る一般又は指名競争参加資格の認定を受けている者</p>	



### 3. 発注者支援業務等（業務別タイプ一覧表）（1 / 2）

	業務名	総合評価落札方式	
		価格点:技術点	タイプ
発注者支援	積算技術業務	1:2	標準型
	技術審査業務	1:2or1:3	標準型
	工事監督支援業務	1:2	標準型
公物管理補助	河川巡視支援業務	1:2	標準型
	ダム管理支援業務	1:2	標準型
	道路許認可審査 ・適正化指導業務	1:2	標準型
行政事務補助	調査計画資料 作成業務	1:1or1:2	簡易型 標準型

# 3. 発注者支援業務等（業務別タイプ一覧表）（2 / 2）

## 平成22年度 発注者支援業務等の評価基準一覧

評価項目			業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)	総合評価 (簡易型)
			河川管理	道路管理	発注者支援		
管理技術者	資格要件	資格	①技術士、河川監理員、1級土木 ②RCCM、25年	①技術士、一級土木 ②道路監理員、RCCM、 25年	①発注者支援技術者、 技術士、土木学会、 全建品確技術者、 一級土木 ②RCCM	①5 ②3	①10 ②6
	専門技術力	実績	①同種あり ②類似2件 ③類似1件			①5 ②3 ③1	①10 ②6 ③2
	情報収集力	地域精通度	① 事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 ② 整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ③ その他	① 整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ③その他		①5 ②3 ③1	①5 ②3 ③1
	専任性	専任性				数値化しない	数値化しない
実施方針等	業務理解度					10	20
	実施手順					20	30
技術テーマ	特定テーマⅠ					35	-
	特定テーマⅡ						

## 4. 平成22年度発注者支援業務等の 発注の変更ポイント（まとめ）

- 一般競争（総合評価落札方式）への移行  
21年度プロポーザル方式及び総合評価落札方式（試行）で行っていた発注方式を22年度は総合評価落札方式に全面移行する。
- 品質検査業務、工事管理業務の統合  
工事監督のより効率的な実施を目指し、現場で工事監督の支援を行う業務を統合し、工事監督支援業務とする。
- JV（設計共同企業体）参入可能業務の拡大  
21年度に実施した品質検査業務、道路許認可・適正化業務に加え、積算技術業務、工事監督支援業務（品質検査、工事管理の統合業務）にて、JVの試行を拡大する。
- 管理技術者の資格の追加  
22年度から「土木学会 特別上級技術者」と、「全日本建設技術協会 公共工事品質確保技術者」を追加

# 発注者支援業務等の業務概要

## ＜資料構成＞

1. 発注者支援業務
2. 公物管理（河川関係）
3. 公物管理（道路関係）
4. 行政事務補助

この資料は、標準的な業務概要を示したものです。詳しくは、今後入札契約手続きに入る各々の業務における公告文、入札説明書及び特記仕様書によります。

また、この資料はホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/>) に掲載します。

# 1-1. 工事監督支援業務

## 業務の目的・業務内容

H21の品質検査業務・工事管理業務を  
H22からは工事監督支援業務として統合します。

- 公共工事においては、求められる品質や安全を確保するため、適切な工事管理、品質検査が必要です。
- 工事監督支援業務は、使用材料の設計図書との確認や施工状況の把握、段階確認を行うとともに、工事の進捗状況に応じた指示書・協議資料作成や設計変更に必要な資料作成等、監督職員の補助を行う業務です。

## 具体的な業務内容

- 契約図書、施工計画、施工体制、関連工事の把握。
- 工事の施工状況の照合及び確認し報告。
  - ・使用材料について設計図書との照合。
  - ・段階確認の照合結果を報告。
  - ・施工状況を把握し結果を報告。設計図書に適合しない箇所があれば発注者に報告。
  - ・不可視部分や重要構造物の段階確認の結果を報告。
- 工事検査等への臨場。

- 工事の契約の履行に必要な資料作成。
  - ・工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料の作成。
  - ・工事請負者から提出された資料と設計図書との照合。
  - ・現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料の作成。
- 工事の設計変更等に必要な資料作成。



## 工事の流れ

工事契約

施工計画・施工体制の立案

関係機関との協議

施工

協議・指示

段階確認

設計変更

完成検査

工事完了

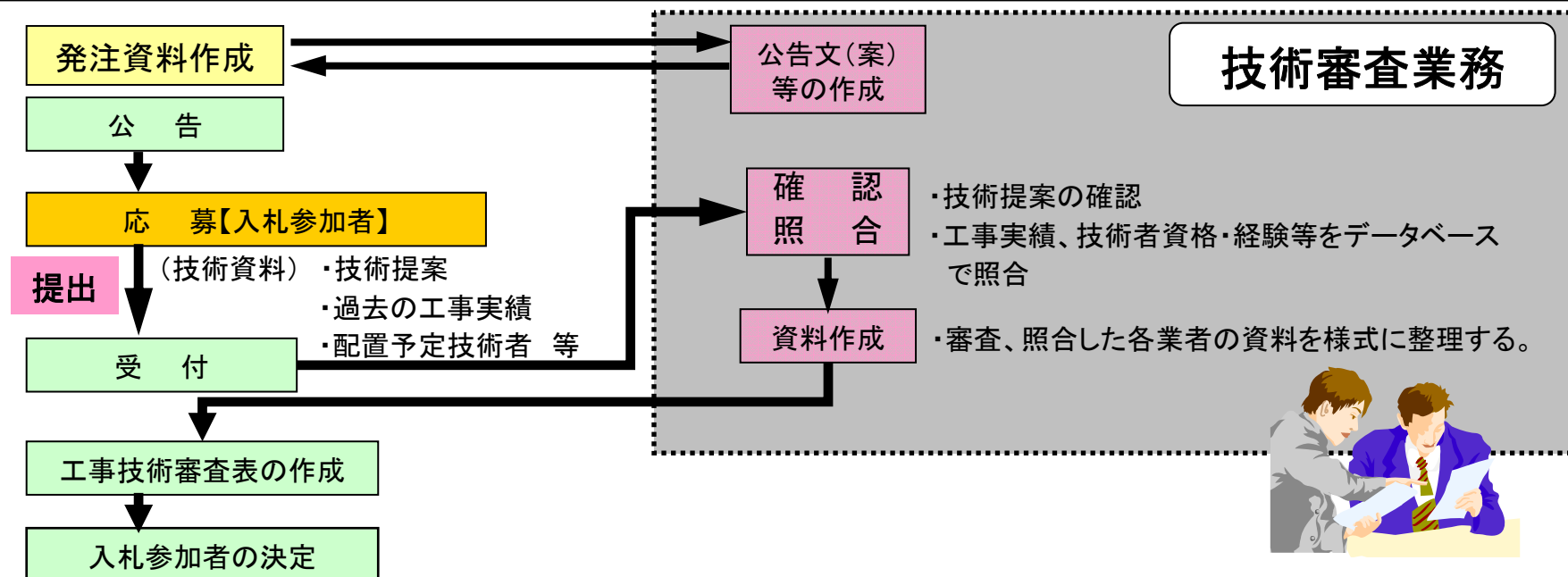
# 1-2. 技術審査業務

## 業務の目的・必要性

- 工事の発注に当たっては、工事の公告等を行い、応募のあった業者について参加資格を確認し、入札参加者を決定することが必要です。
- 本業務は工事発注資料作成、又は工事入札参加者から提出があった技術資料の分析・整理、技術資料確認事項の整理に向けた確認事項の整理等技術審査の支援を行う業務です。

## 具体的な業務内容

- 工事発注資料の作成  
工事の公告文(案)、入札説明書(案)及び技術資料提出要請書(案)の作成
- 技術資料の分析・整理  
現地調査、競争参加資格の確認・整理、総合評価項目の分析・整理

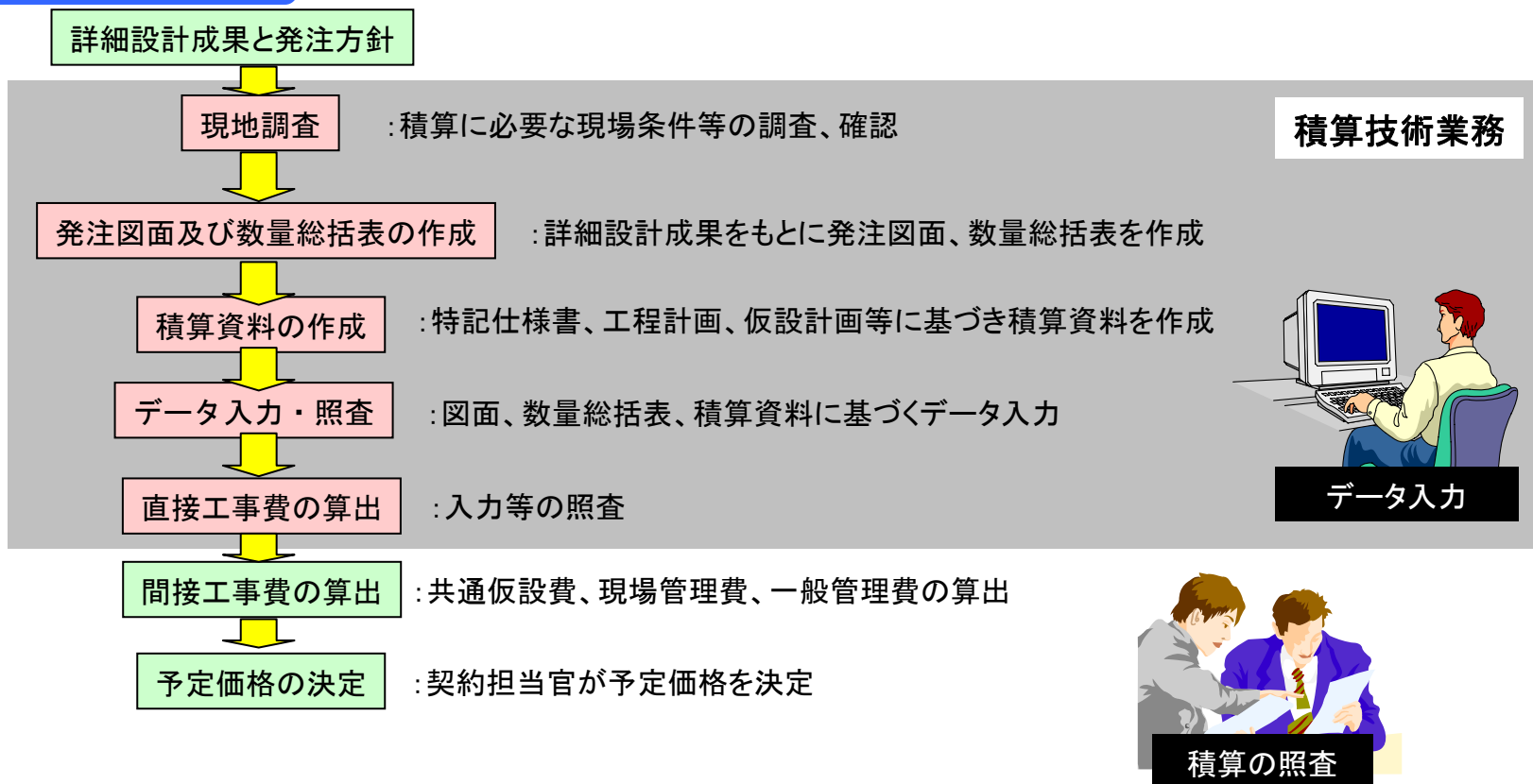


# 1-3. 積算技術業務

## 具体的な業務内容

- 詳細設計成果や発注方針を踏まえ、現地調査を行い現場条件を確認した上で発注図面や数量総括表を作成し、特記仕様書や工程計画に即した積算資料を作成したうえで直接工事費の算出を行います。
- 直接工事費の算出に当たっては、当局から貸与した『積算プログラム』、『積算基準及び単価・機械損料等』を用いてデータ入力を行い算出作業を行います。

## 積算技術業務の範囲



## 2-1. 公物管理（河川巡視支援業務）

### 業務の目的・必要性

「河川は、公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、洪水・高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるよう適正に行わなければならない。（河川法第1条、第2条抜粋）」と定められています。

施設の異常

不適切な利用

放置すれば・・・

重大な水害につながる

社会的な問題、損害賠償、管理瑕疵に発展

河川を常時良好に保つための1つの手段として河川巡視を実施

#### ・河川巡視員の役割

- 異常か、措置が必要か
- 状況の把握・適切な情報伝達
- 軽微な不法行為には、臨機の処置

流域住民に対して、安全で安心できる暮らしを提供します。



# 2-1. 公物管理（河川巡視支援業務）

## 業務の具体的内容

本業務は、河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を日常的に巡回することにより、その時の状況を把握し、河川の異常及び不法占用等の状況を河川監理員に正確に報告・記録するとともに、臨機な措置を講ずるものであります。

巡視はパトロールカーからの目視により行い、必要がある場合は徒歩及びボートにより行います。

### 施設の状況の確認

- ①堤防の状況
- ②堰・水門等構造物の状況
- ③護岸・根固及び水制の状況
- ④許可工作物の状況
- ⑤河道の状況
- ⑥安全施設の状況 等

### 違法行為の発見

- ①流水の占用状況
- ②土地の占用状況
- ③土地の形状変更等状況
- ④ゴミ・、汚水の排出の状況
- ⑤保全区域・河川予定地における状況 等

### 空間利用状況の確認

- ①河川敷ゴルフ等の危険行為の状況
- ②ラジコン・モトクロス等の利用状況
- ③不定住者等の生活の状況
- ④イベント等の利用状況 等

### 自然環境の状況の確認

- ①河川の水質に関する状況
- ②季節的な自然環境の変化
- ③自然保護上重要な生物の生息状況 等

## 異常の事例

不法取水の確認



不法橋の確認

**業務内容**  
パトロールカーやオートバイ又は徒歩等による巡視を行い、状況を把握し、異常の早期発見に努めます。

不定住者への指導



安全利用の確認



河川敷ゴルファーへの注意



不法耕作の確認



構造物等の異常の発見

砂利の盗掘



不法投棄物の発見

## 2-2. 公物管理（ダム管理支援業務）

### 業務の目的

ダムの適切な操作・管理を行うため、気象データ等の監視、操作補助、機械、電気、通信設備等の監視を行う。

### 業務の必要性

ダムの管理は、治水事業における国民の生命、財産を保護する重要な使命を担っています。

操作時の高い信頼性が必要

不適切な管理

重大な水害につながる

社会問題、損害賠償、管理瑕疵に発展

平常時における適切な日常管理

出水時におけるダム諸量等データ監視、安全巡視、情報連絡

下流住民に対して、安全で安心できる暮らしを提供します

## 2-2. 公物管理（ダム管理支援業務）

具体的な業務内容

ダム管理支援業務

大きく分けて二つの業務

### ダム管理巡視点検業務

1. 巡視点検業務
  - ・堤体、貯水池等の巡視、点検及び記録の作成、整理
  - ・機械、電気、通信設備等の稼働状況の監視
2. ゲート放流操作補助
  - ・ダム操作時の補助及びダム放流時の関係機関への連絡、記録の作成、整理
3. 観測データ等整理
  - ・ダムで観測しているデータ(漏水量・揚圧力・水文・水質データ 等)の観測、整理、記録の作成
4. ダム管理資料整理
  - ・ダム管理資料の作成補助
  - ・工事に関する業務資料の作成
  - ・ダム管理日誌への記載
  - ・各種台帳の更新・整理

### 情報連絡業務

1. 情報の連絡、点検
    - ダム操作等に関する情報を確認、受理し必要に応じて速やかに職員へ連絡します。
    - また、ダム及び周辺の外観点検結果を報告します。
- 【ダム操作等に関する情報の具体例】
- ・水位又は雨量情報
  - ・ゲート設備等からの操作要求、作動異常
  - ・気象情報(注意報・警報 など)

# 3-1. 公物管理 (道路許認可審査・適正化指導業務)

## 具体的な業務内容

### 各種申請書類の受領、審査及び実施状況の確認



申請書類について、道路関係法令等に基づく、審査及び実施状況の確認

### 特殊車両通行許可の申請受付・審査等



特殊車両通行許可申請受付、審査、書類整理、電算機入力

### 道路法24条(道路工事施行承認)

- 自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事
- 宅地造成等に伴う道路法面の切取り工事 等

### 道路法32条・39条(道路占用許可)

- 電柱、広告看板その他これらに類する工作物
- 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設
- 露店、商品置き場、その他これらに類する不許可施設 等

### 道路法22条・58条(道路損傷復旧)

- 22条は原因者施工
- 58条は直轄で処理し、費用は原因者の負担

- 道路への油脂類や汚泥物等を垂れ流して汚損された場合
- 交通事故などにより道路付属物に損害を与えた場合

### 苦情申し立て等に係る現地立会



歩道上の放置自転車などの状況の把握・指導 等

### 境界明示、確定に係る立会、審査等



道路と民地の境界について、地元地権者と現地立会し、境界を確定

# 3-1. 公物管理 (道路許認可審査・適正化指導業務)

## 具体的な業務内容

### 道路の不正使用、不法占用に係る指導・取締の補助



歩道上に放置してある不法占用物件について、状況の把握・指導

### 各種台帳の整備



道路法第28条の道路台帳に記されている一部を含め、道路管理上必要な各種台帳の整備

### 特殊車両通行の指導取締補助

#### 1. 発見・誘導



走行車両の中から特殊車両通行許可対象車両を発見し、誘導者に連絡。警察官と連携して車道より基地(取締場所)に誘導します。

#### 2. 主旨説明



誘導した車両の運転手に対し、『道路法第47条の2』に基づく取締であること的主旨説明を行います。

#### 3. 計測・確認



基地に誘導されてきた車両が特殊車両通行許可条件通りの走行かどうかを確認するため、車両の諸元(車高、車幅、車長、重量)を計測します。計測された車両の諸元(車高、車幅、車長、重量)と合わせ、通行条件についても許可証の内容と確認します。

#### 4. 調書・指導書(案)作成



違反車両に対しては、運転者と面接し取締調書に必要事項を記入・確認を頂き、後日、道路管理者から車両所有者に指導書を送付します。

# 4-1. 行政事務補助（調査計画資料作成業務）

## 業務の目的・必要性

### ■ 調査計画資料作成業務

工事を実施するためには、予算要求や住民への説明等、計画の内容及び重要性や必要性を説明する様々な資料が必要となります。本業務はこれら事業に必要な各種資料作成を補助する業務です。

## 業務の具体的な内容

